

2008年7月10日
(平成20年)

藤沢市選挙管理委員会
委員長 二上 喬 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

選挙人名簿の調製並びに閲覧及び縦覧に関することに係る個人情報
を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収
集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び提
供すること並びに目的外に利用すること及び提供することに伴う
本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2008年6月24日付けで諮問（第327号）された選挙人名簿の調製並びに
閲覧及び縦覧に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び
本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及
び提供すること並びに目的外に利用すること及び提供することに伴う本人通知の省
略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第12条第1項第4号及び第2項第4号の規定による目的外に利用すること及び提供することの必要性があると認められる。
- (4) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用すること及び提供することに伴う本人通知を省略することの合理的理由があると認められる。
- (5) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、必要な個人情報を本人以外のもので収集する必要性及び本人以外のもので収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、目的外に利用すること及び提供することの必要性並びに目的外に利用すること及び提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

これまで行われてきた裁判は、裁判官・検察官・弁護人の法律の専門家のみにより行われ、その結果、専門性を重視するあまり審理に長期間を要し、判決の内容などが理解しにくいものであったことで、一般市民にとっては近寄りがたい印象を与えている。そこで、一般市民が裁判に参加することにより、一般市民の視点・感覚が裁判の内容に反映され、裁判が身近になり司法に対する理解と信頼を深め、分かりやすい裁判を実現していく目的で、平成16年5月21日に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立、同年5月28日に公布され、裁判員制度が平成21年5月21日から開始されることになった。

裁判員制度の導入に伴い、各市区町村の選挙管理委員会では管轄の地方裁判所より裁判員候補者の員数の割当てを受け、くじによる裁判員候補者予定者の選定・名簿の調製・名簿の送付を行う。その後、各地方裁判所では各市区町村作成の裁判員候補者予定者名簿を基に裁判員候補者名簿を作成し、調査票とともに候補者に通知する。返送された調査票の内容により辞退が認められた者以外の中から、事件ごとにくじにより候補者が選定され、選任手続を経て裁判員に選任される。

このような流れの中で、各地方裁判所は「状況調査」の他に候補者の欠格事由（成年被後見人・犯罪者等）の「資格調査」を行う必要があるが、各市区町村の選挙管理委員会に本籍地情報を併せて報告するよう求めているが、本来、選挙管理委員会では本籍地情報の取り扱い権限がないため、本籍地情報の収集、目的外の利用及び提供並びに本人以外のもので収集すること、目的外に利用すること及び提供することに伴う本人通知の省略について、個人情報保護制度運営審議会の意見を求めるものである。

(2) 個人情報を本人以外のもので収集する必要性について

本来、個人情報たる本籍地の情報は、選挙管理委員会では取り扱い権限を保有しておらず、住民基本台帳を管轄する市民窓口センターに帰属しているが、「資格調査」を行う対象件数や事務処理の効率性を鑑みると市民窓口センターから本籍地情報を収集することが望ましいと考える。

(3) 個人情報を目的外に利用すること及び提供することの必要性について

裁判員となるためには、欠格事由に該当しないことが求められる。そのため

裁判所では本籍地に対して「資格調査」を実施するが、その際、各市区町村の選挙管理委員会に対して本籍地情報を付加して裁判員候補者予定者名簿の提出を求めている。

また、この作業は全国統一の作業とされることから、制度の円滑な運営を期待し必要と考えるものである。

なお、年に一度、割り当てられた員数を裁判員候補者予定者として管轄の裁判所に送付するほかに、裁判員候補者に不足が生じた場合に追加で補充する場合や送付した裁判員候補者予定者が死亡したこと又は衆議院議員の選挙権を有しなくなったことを知ったときも、それぞれ管轄の裁判所に連絡する。

- (4) 個人情報をも本人以外のものから収集すること並びに目的外に利用すること及び提供することに伴う本人通知を省略することについて

裁判員候補者予定者の抽出による対象者は多数となる見込みのため、本人以外のものからの収集並びに目的外の利用及び提供する管理情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれるため通知書の省略を行いたい。

また、各市区町村の選挙管理委員会における抽出作業は裁判員の候補者予定者を選定するもので、選挙管理委員会が送付した裁判員候補者予定者名簿を基に地方裁判所が作成する裁判員候補者名簿に記載された場合には、地方裁判所より候補者に対して通知を行うため、候補者予定者での段階の通知は、二重通知による混乱も予想されることから省略を行いたい。

ただし、裁判員制度における裁判員選定の過程等については市の広報紙等により周知を図っていきたいと考えている。

- (5) コンピュータ処理する必要性について

ア コンピュータ処理する必要性

裁判員候補者予定者の抽出については、前段階としてIT推進課において、選挙管理委員会で管理する選挙人名簿に登載されている約32万人の有権者のデータを、市民窓口センターで管理する住民基本台帳のデータと突合し、本籍地を付加したデータを作成する。次に選挙管理委員会において、突合された約32万件のデータから最高裁判所より配布される名簿調製支援プログラムを使用し、裁判員候補者予定者となる対象者約1千件を抽出する訳であるが、有権者約32万人のデータの突合及び約1千人の対象者抽出を手作業で行うことは、事務処理の効率性が著しく損なわれることから、コンピュータによる処理が妥当と考える。

イ 安全対策

選挙管理委員会では、突合処理されたデータを格納した媒体(MO)をIT推進課より受け取り、最高裁判所から配布された全国統一のプログラムで

ある「名簿調製支援プログラム」を使用し、限られた職員により作動させ、裁判員候補者予定者を抽出する。抽出されたデータのうち、地方裁判所に送付する分のファイルについては暗号化処理を施し、選挙管理委員会事務局職員により直接、管轄の地方裁判所に持参する。

また、抽出時にバックアップ用として同じデータを選挙管理委員会において保管するが、この媒体は報告した裁判員候補者予定者に異動が生じた場合の検索及び報告用に使用するもので、名簿送付の年の次年いっぱい施錠して管理し、次年の経過をもって消去する。

なお、本籍地情報を付加した裁判員候補者予定者以外の有権者データは、対象者抽出後、即時消去する。

(ア) 裁判員候補者予定者の名簿調製

最高裁判所より各市区町村に配布されるプログラム（CD-ROMに格納）には、「くじ抽出機能」「データ変換機能」「名簿ファイル作成機能」があり、自動で裁判員候補者予定者名簿のファイルを調製する。また、ファイルを暗号化するアプリケーションも配布され、暗号化された裁判員候補者予定者名簿を裁判所に送付する。

(イ) 抽出の方法

- a くじの実施日時を取得
- b 取得した実施日時をもとに乱数を算出
- c 算出した乱数を選挙人に割当
- d 割り当てられた乱数を昇順に並び替え
- e 並び替えた昇順に必要な人数までを選定

なお、裁判員候補者予定者は各地方裁判所及び支部により分けられ、神奈川県においては「横浜地方裁判所」、「横浜地方裁判所小田原支部」の2箇所により決定される。また、員数は次の方法により算出され、藤沢市においては概ね1,000人強と算出される。（藤沢市は横浜地方裁判所の管轄）

(ウ) 員数の算出方法

各庁の裁判員対象事件数（過去3年間の平均）×1件あたりの呼出裁判員候補者数（100人）×市区町村の有権者数÷裁判員裁判実施庁管内の全有権者数

(6) 取り扱う個人情報について

ア 裁判員候補者予定者名簿調製に係る個人情報については、次のとおりである。

- (ア) 氏名
- (イ) 住所

(ウ) 生年月日

(エ) 本籍

イ 提出先

横浜地方裁判所

ウ 提出方法

国の指示ではCD-ROMに格納した暗号化された裁判員候補者予定者名簿を書留郵便にて送付することとなっているが、取り扱う情報の質・量からしても、藤沢市においては、職員により地方裁判所に直接持ち込みたいと考えている。

(7) 実施時期

ア	毎年	8月	初旬	有権者数の照会（地裁→選管）
		9月	1日まで	裁判員候補者の員数を各市区町村に割当 （地裁→選管）
		10月	15日まで	裁判員候補者予定者名簿を送付 （選管→地裁）

イ 追加選定

裁判員候補者の不足時に裁判所から通知有り

ウ 随時報告

現段階では、報告時期及び頻度については、裁判所で調整中

(8) 提出資料

ア 裁判員候補者予定者 抽出の流れ

イ 通知

ウ 制度の説明用パンフレット

エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(5)までのとおりの判断をするものである。

(1) 本人以外のものから収集する必要性について

本来、個人情報たる本籍地の情報は、選挙管理委員会では取り扱い権限を保有しておらず、住民基本台帳を管轄する市民窓口センターに帰属しているが、「資格調査」を行う対象件数や事務処理の効率性を鑑みると市民窓口センターから本籍地情報を収集することが望ましい。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 目的外に利用すること及び提供することの必要性について

裁判員となるためには、欠格事由に該当しないことが求められる。そのため

裁判所では本籍地に対して「資格調査」を実施するが、その際、各市区町村の選挙管理委員会に対して本籍地情報を付加して裁判員候補者予定者名簿の提出を求めている。

また、この作業は全国統一の作業とされることから、制度の円滑な運営のためには、選挙人名簿及び本籍地情報を提供することが必要である。

なお、年に一度、割り当てられた員数を裁判員候補者予定者として管轄の裁判所に送付するほかに、裁判員候補者に不足が生じた場合に追加で補充する場合や送付した裁判員候補者予定者が死亡したこと又は衆議院議員の選挙権を有しなくなったことを知ったときも、それぞれ管轄の裁判所に連絡する。

以上のことから判断すると、横浜地方裁判所が必要とする本籍地情報を選挙管理委員会が目的外に利用するとともに、当該個人情報及び選挙管理委員会が所管する選挙人名簿情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

(3) 本人以外のものから収集すること並びに目的外に利用すること及び提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

裁判員候補者予定者の抽出による対象者は多数となる見込みのため、本人以外のものからの収集並びに目的外の利用及び提供する管理情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれる。

また、各市区町村の選挙管理委員会における抽出作業は裁判員の候補者予定者を選定するもので、選挙管理委員会が送付した裁判員候補者予定者名簿を基に地方裁判所が作成する裁判員候補者名簿に記載された場合には、地方裁判所より候補者に対して通知を行うため、候補者予定者での段階の通知は、二重通知による混乱も予想される。

以上のことから判断すると、目的外に利用し提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

なお、実施機関では、裁判員制度における裁判員選定の過程等については市の広報紙等により周知を図っていくこととしている。

(4) コンピュータ処理の必要性について

ア コンピュータ処理の必要性について

裁判員候補者予定者の抽出については、前段階としてIT推進課において、選挙管理委員会で管理する選挙人名簿に登載されている約32万人の有権者のデータを、市民窓口センターで管理する住民基本台帳のデータと突合し、本籍地を付加したデータを作成する。次に選挙管理委員会において、突合された約32万件のデータから最高裁判所より配布される名簿調製支援プログラムを使用し、裁判員候補者予定者となる対象者約1千件を抽出する訳であるが、有権者約32万人のデータの突合及び約1千人の対象者抽出を手作業

で行うことは、事務処理の効率性が著しく損なわれる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理をする必要性が認められる。

イ 安全対策について

選挙管理委員会では、突合処理されたデータを格納した媒体（MO）をIT推進課より受け取り、最高裁判所から配布された全国統一のプログラムである「名簿調製支援プログラム」を使用し、限られた職員により作動させ、裁判員候補者予定者を抽出する。抽出されたデータのうち、地方裁判所に送付する分のファイルについては暗号化処理を施し、選挙管理委員会事務局職員により直接、管轄の地方裁判所に持参する。

また、抽出時にバックアップ用として同じデータを選挙管理委員会において保管するが、この媒体は報告した裁判員候補者予定者に異動が生じた場合の検索及び報告用に使用するもので、名簿送付の年の次年いっぱい施錠して管理し、次年の経過をもって消去する。

なお、本籍地情報を付加した裁判員候補者予定者以外の有権者データは、対象者抽出後、即時消去する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以 上